大和市予算決算会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年９月２９日

大和市長　古谷田　　力

大和市規則第４９号

大和市予算決算会計規則の一部を改正する規則

大和市予算決算会計規則（昭和４１年大和市規則第１２号）の一部を次のように改正する。

第５１条に次のただし書を加える。

ただし、収納機関は、指定金融機関等以外を支払地とする小切手の受領を拒絶することができる。

第５７条の２第２項を削る。

第６１条第１項を削り、同条第２項中「前項の通知により債権者が」を「債権者が資金前渡及び概算払による」に、「徴し、又は別に領収書を徴したうえ支払証（第７号様式）を債権者に交付し、これと引換えに指定金融機関又は指定代理金融機関を支払人とする小切手を振り出さなければ」を「徴さなければ」に改め、同項を同条とする。

第６２条を次のように改める。

第６２条　削除

第６３条第１項中「、第６１条の規定にかかわらず」を削る。

第６４条を次のように改める。

第６４条　削除

第６４条の２から第６４条の５までを削る。

第７５条第２項を削る。

第７５条の４第１項ただし書を削り、同条第２項を削る。

第７５条の９第１項中「市役所内派出所」を「の取りまとめ店」に改める。

第９０条第２号中「小切手の支払、」を削る。

別表第１市長室の項を削り、同表総務部の項委任する事務の範囲の欄に次の１号を加える。

(10) 所管に係る寄附金

別表第１まちづくり部の項委任する事務の範囲の欄第５号を削り、同表教育委員会の項委任する事務の範囲の欄第５号を削る。

第７号様式を削る。

附　則

この規則は、令和８年１０月１日から施行する。